

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年3月29日付け松江市監査委員告示第2号で公表した松江市公営企業定期監査の結果に基づき、事業管理者から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成18年7月21日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 伊原 正人
 松江市監査委員 藤田 彰裕

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 水道局</p> <p>水道料金の収納状況を前年同期と比較すると、過年度未収金が増加している。滞納整理業務の委託や分割納付の取り組みが行われているが、負担の公平を期するうえからも、迅速な対応に努めるなど更なる滞納整理の強化を図りたい。</p>	<p>(1) 水道局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来実施してきた給水停止措置に加え、債権の金額・内容に応じて支払督促、少額訴訟、民事訴訟等の法的措置を検討します。 ・納入通知書による直接納付者約6,150件（旧松江市上水道及び旧松江鹿島水道企業団給水区域のみ）を対象に、コンビニ収納を平成18年6月分から実施します。 ・未収金情報の一元化管理（デ-タベ-ス化）を検討します。 ・現在、旧松江市において実施している滞納整理業務の民間委託について、旧松江鹿島水道企業団並びに旧玉湯町上水道の給水区域においても導入を検討します。（旧松江鹿島水道企業団給水区域においては、平成18年度中に実施を検討中です）
<p>(2) ガス局</p> <p>ガス料金の収納状況を前年同期と比較すると、未収金が当年度、過年度ともに増加している。滞納の発生を防ぐためにも未収金の早期徴収に取り組み、個々の滞納者への納付指導を徹底するなど滞納整理の一層の強化を図りたい。</p> <p>前年度の熱量変更事業終了にともない機構の見直しが実施されたが、熱量変更事業への多額の投資と他のエネルギーとの競争など厳しい事業環境にある。今後は都市ガスの利用促進に取り組みるとともに、適切な人員配置を行うなど組織の効率化を図りたい。</p>	<p>(2) ガス局</p> <p>従来実施してきているガス供給停止措置に加え、平成17年6月より集金専属の嘱託職員を雇用し、滞納整理に努めているところですが、休日・夜間の集金も含め更なる滞納整理に努めてまいります。</p> <p>熱量変更事業の実施に伴う開発経費の繰延勘定償却が終了する平成22年度の単年度黒字化をめざし、積極的な営業活動を展開するとともに、経費節減、業務の見直し等による適正な人員配置など経営の健全化を図ります。</p> <p>具体的には、平成18年4月に組織機構・人員体制の見直しを行い、それまでの3課1室10係を3課7係に再編し、需要家対策の営業活動に特化した「営業開発課」、製造・供給・保安を一元化した「サービス課」、総務・経営・料金・経理を一括管理する「経営総務課」といたしました。</p> <p>また、業務の統廃合、事務の見直しなどにより人員についても3名縮減し、総人件費の抑制を図りました。</p> <p>今後も、経営の健全化に向け努力いたします。</p>

	<p>人員体制 平成17年 4月 46名(管理者含む) 平成17年10月 45名(管理者含む) 平成18年 4月 43名(管理者含む) 組織 平成17年 4月 3課1室10係 平成18年 4月 3課7係</p>
<p>(3) 交通局 収納状況を前年同期と比較すると、貸切料金の過年度及び広告料金の当年度・過年度の未収金が増加している。今後は請求から収納に至る事務の見直しを行うことにより収納体制を改善し、早期徴収に取り組むなど滞納整理の強化を図られたい。</p> <p>貸切旅客運送収益を前年同期と比較すると、大幅な減収となっている。バス事業者間の価格競争の激化など厳しい経営状況ではあるが、地域内観光への活用などにより貸切車両の稼働率を高め、収益の向上に努められたい。</p>	<p>(3) 交通局 収納業務の効率化を図る為、平成18年度は、経営改革推進室経営企画係において、料金の調定及び管理等の業務を行い、事業実施と収納業務を分離し、早期徴収に取り組んでまいります。</p> <p>従来、地域外へ向けたツアーが中心であったが、平成18年度は新松江市を中心とした地域内の名所へのツアー等の新たな商品開発を行い、収入増加に向けた積極的な営業展開を図ってまいります。</p>
<p>(4) 市立病院 新病院に移転して半年が経過し、外来は初診患者が増加、一般病棟は満床状態となっているなど良好な運営状況にある。しかしながら諸経費の増大により純損失決算は免れないことから、収入の確保には万全を期さなければならない。新病院において行政財産(食堂)の使用許可をしたものの、使用料が納付されていない事例があったため、適切な処置を講じられたい。</p>	<p>(4) 市立病院 営業収益が思うように伸びず、人件費などの費用も多額となったため納付が遅延したようです。強く督促を行い、また営業時間等の協議もを行い、2月下旬に開院後6ヶ月分の使用料は納付済みとなりました。3月にも前月分の使用料の納付があり、今のところ問題ないと思われま。</p>